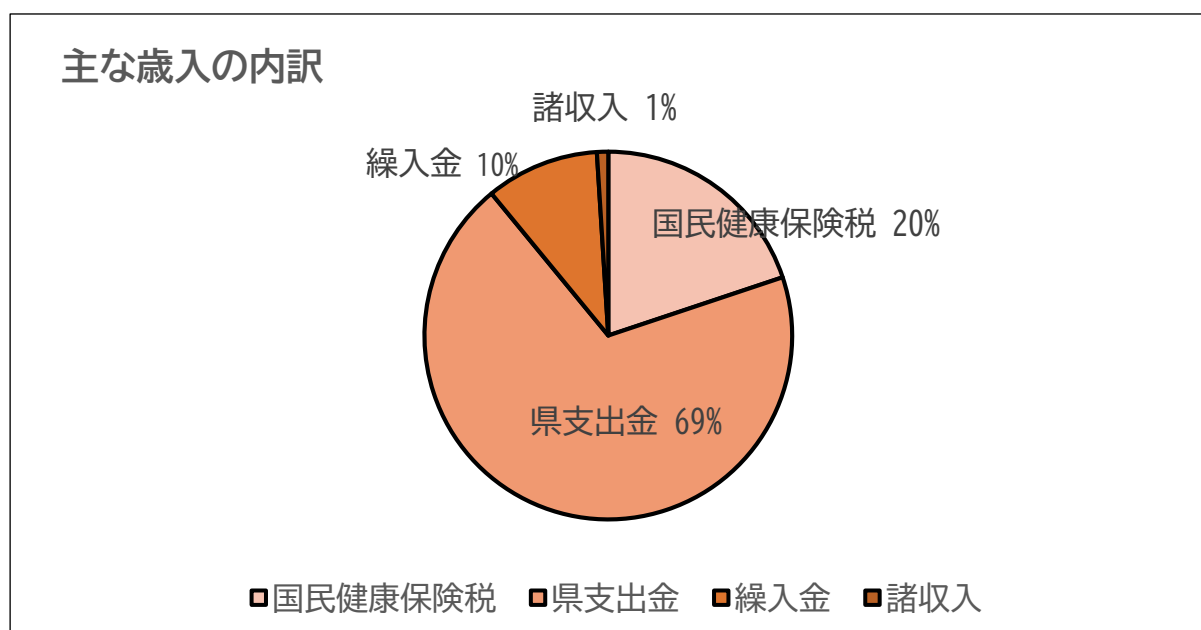


令和6年度 国民健康保険特別会計 歳入補足説明

1. 歳入項目別の内訳

歳入の内訳は、円グラフのとおりです。

収入の69%を医療給付費に相当する県支出金が占めています。次いで、被保険者から徴収する国民健康保険税が20%、法令により一般会計からの繰入が認められている繰入金等が10%で、その他の収入は合わせて1%です。



2. 予算項目別の令和6年度当初予算額と令和5年度当初予算額との増減

05 款 国民健康保険税 予算額 23 億 9,979 万 7 千円

(2 億 6,122 万 7 千円 減額)

国民健康保険税については、被保険者数及び所得総額が減少傾向にあるため、収入すべき金額を決定する調定額が減少していることが減額の要因になります。

令和6年10月から厚生年金保険の被保険者数が51人以上100人未満の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化され、被用者保険の適用が拡大されることから今後も保険税の減額が続くことが見込まれます。

10 款 使用料及び手数料 予算額 1 千円（増減なし）

国民健康保険に加入していた期間の証明書等の発行手数料です。

15 款 国庫支出金 予算なし（増減なし）

マイナンバーカードの健康保険証利用の普及啓発、事務の効率化を推進する「市町村事務処理標準システム」の導入、災害対応で臨時の保険税減免を実施したときに国から支出される補助金等です。

当初予算編成時点では、国からの補助金がないため予算を計上していません。

25 款 県支出金 予算額 83 億 5,480 万 8 千円（3 億 2,271 万 6 千円 減額）
--

国民健康保険広域化に伴い、県から交付される普通交付金が大部分を占め、その他市町村の事情に応じて交付される特別交付金があります。

被保険者が減少傾向にあるため、医療費にあたる保険給付費が前年度より減額を見込んでおり、それに伴い普通交付金が約 3 億 2,000 万円減少したことによるものです。

35 款 財産収入 予算額 2 千円（増減なし）

国民健康保険財政調整基金、高額療養費貸付基金を定期預金で運用した利息です。

40 款 繰入金 予算額 12 億 354 万 4 千円 (9,261 万 3 千円 増額)
--

国民健康保険事業に係る職員の人件費等、法令により一般財源から国民健康保険特別会計へ繰入れが認められている繰入金、財政調整基金からの繰入金等です。

保険税の収入不足分を財政調整基金から繰り入れするため、約 1 億 600 万円増額したことによるものです。

45 款 繰越金 予算額 1 千円 (増減なし)

繰越金は前年度における剰余金を繰り越したもので、当初予算編成時点では金額が明らかでないため予算措置として 1 千円を計上したものです。

保険給付費等の実績額の減額により過大交付となった国・県交付金の返還金等に充てられます。

当初予算編成時点では明らかになっている繰越金がなかったため、予算措置のため 1 千円を計上したものです

50 款 諸収入 予算額 1 億 1,984 万 7 千円 (3,033 万円 増額)

保険税の納入が期限に遅れた場合の延滞金、交通事故等加害者が負担すべき医療費に国民健康保険を使用したことに対する賠償金、資格を喪失した後に国民健康保険を使用したことに対する不当利得返還金等です。

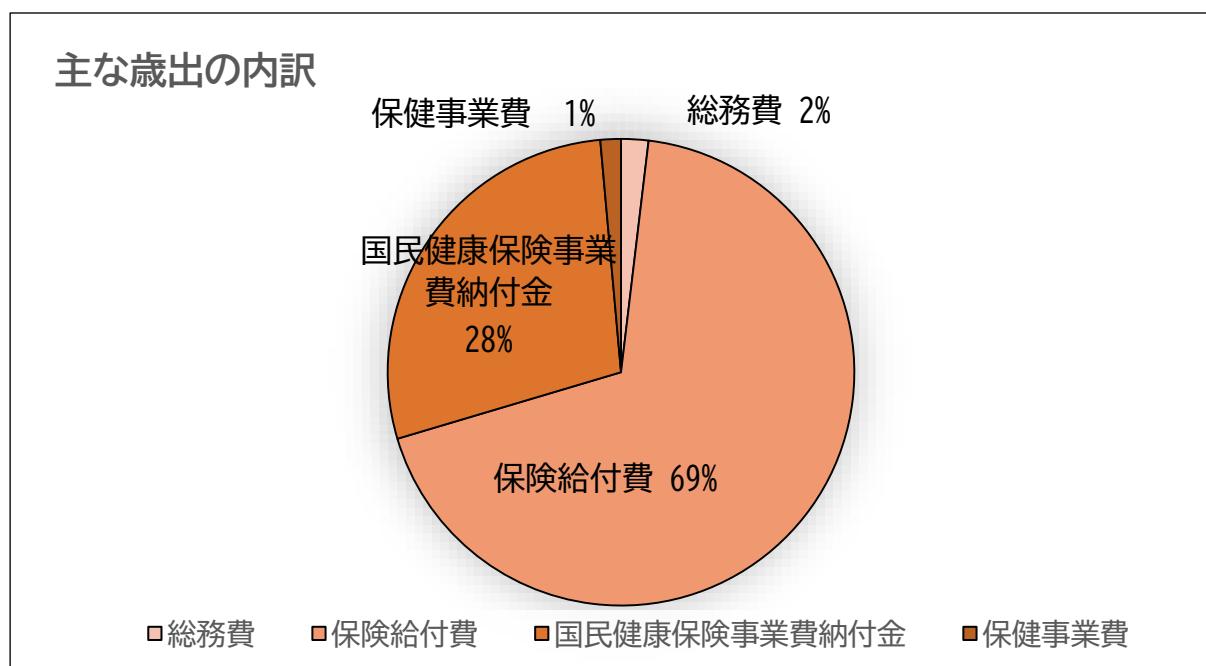
保険税延滞金による収入を約 3,000 万円増額したことによるものです。

令和6年度 国民健康保険特別会計 歳出補足説明

1. 歳出項目別の内訳

主な歳出の内訳は下の円グラフのとおりです。

支出の69%を医療給付費である保険給付費が占めています。次いで、千葉県に納める事業費納付金が28%、人件費や事務費等の総務費が2%で、特定健康診査等を実施する保健事業費が1%です。



2. 予算項目別の令和6年度当初予算額と令和5年度当初予算額との増減

05 款 総務費 予算額 2 億 2,785 万 2 千円 (923 万 9 千円 増額)

人件費、事務費、システム改修費、運営協議会の経費等です。

主な増額は、国民健康保険システム改修費 1,241 万 5 千円の増額によるものです。令和6年12月2日に健康保険証の廃止が決定し、マイナンバーカードの健康保険証利用による個人番号制度と健康保険証の一体化を図るためのシステム改修が必要となります。

10 款 保険給付費 予算額 82 億 5,512 万 3 千円 (3 億 1,761 万 5 千円 減額)
--

医療に係る保険者負担分等の費用です。

被保険者の減少に伴い、医療費である療養給付費が 1 億 8,741 万 8 千円の減、医療費の自己負担額が高額になったとき、限度額を超えた分を支給する高額療養費が 1 億 2,000 万円の減、等によるものです。

14 款 国民健康保険事業費納付金 予算額 33 億 9,584 万 2 千円 (1 億 4,903 万 4 千円 減額)
--

国民健康保険広域化により開始した県への納付金です。

医療給付費と見込まれる金額のうち、国・県からの補助金を除いた金額を県に納付します。

広域化前は、医療給付費のうち、国・県の補助金を除いた金額を保険税として被保険者から徴収していたため、単年度で収支不足（いわゆる赤字）が発生すると財政調整基金から取り崩しや、市の一般財源から補填する必要がありました。

広域化により、その年度の医療給付費分は県から交付されるため、次年度以降で計画的に均衡を図ることができるようになりました。

20 款 共同事業拠出金 予算なし (4 千円 減額)

平成 26 年度末で廃止となった退職者医療制度は、平成 27 年 3 月 31 日以前に退職者医療制度の対象となった方は平成 27 年度以降も 65 歳になるまで対象となります。この経過措置により遡って適用させる被保険者がいるため、国民健康保険団体連合会を通じて適用候補者リストを作成するための費用です。

令和 6 年 3 月 31 日をもって、この経過措置が廃止される予定であるため、令和 5 年度をもって事業を終了します。

退職者医療制度とは、長年会社などに勤めて退職し、年金受給権者になった方とその被扶養者の方が受けられる制度です。退職被保険者本人及び被扶養者の方が医療機関で診療を受けたときの医療費は、窓口負担、保険料(税)及び以前加入していた健康保険からの拠出金によって賄われていました。

この拠出金により、間接的に国民健康保険加入者の負担が抑えられ、国民健康保険の適正な財政運営につながっていました。

25 款 保健事業費 予算額 1 億 7,128 万 1 千円 (358 万 6 千円 減額)

特定健康診査、特定保健指導、短期人間ドック助成事業等、被保険者の衛生、保健向上を図る事業の費用です。

保健事業に係る会計年度職員人件費が 114 万 7 千円、短期人間ドック助成事業費が 85 万 5 千円の増、特定健診等事業費が 493 万 8 千円の減となったことが主な要因です。

特定健康診査の対象者は 40 歳から 74 歳までの被保険者ですが、団塊の世代が後期高齢者医療保険に移行するなど対象者が減少すると見込んでいます。

30 款 基金積立金 予算額 2 千円 (増減なし)

財政調整基金に積み立てるほか、同基金及び高額療養費貸付基金の運用から生じる利息、ふるさと応援寄附金のうち、使途を国民健康保険財政調整基金への積み立てとした寄附金を基金に編入します。

40 款 諸支出金 予算額 1,790 万円 (増減なし)

国民健康保険税の過誤納付への還付金、実績報告により過大交付が判明した国・県交付金等への返還金です。

国・県交付金の返還金は補正予算にて計上するため、当初予算では、保険税還付金を予算計上しております。

45 款 予備費 予算額 1,000 万円 (増減なし)

補正予算では対応できないような支出に対応するための費用です。